

令和 7 年 度

公示用

仕 様 書

処理場管理事務所ほかボイラー定期点検整備業務

仕様書

- 1 業務概要 本業務は、処理場管理事務所、山本処理場（山本・山本東・硝酸性窒素）、東米里処理場、第3山口処理場、クリーンセンターに設置されている、ボイラーの点検・整備を行う。
- 2 業務期間 契約の日から 令和 7年 11月28日
- 3 業務場所 (1) 処理場管理事務所 :札幌市東区東苗穂2条2丁目2番1号
 (2) 山本処理場（山本・山本東・硝酸性窒素） :札幌市厚別区厚別町山本1065番地
 (3) 東米里処理場 :札幌市白石区東米里706番地
 (4) 第3山口処理場 :札幌市手稲区手稲山口364番地
 (5) クリーンセンター :札幌市手稲区手稲山口318番地

4 業務内容

(1)整備対象機器

場 所	型 式	設置年	伝熱面積 加熱能力	台数
処理場管理事務所	日本サーモエナジー バコティンヒーター :KFL-630BH	平成22年	13.5m ²	1
処理場管理事務所	前田鉄工所蒸気ボイラー :SAJ-30A	平成29年	4.90m ²	1
山 本	タクマ バコティンヒーター :HKASN-130BH	平成13年	4.90m ²	1
山本東	タクマ バコティンヒーター :HKASN-130HH	令和5年	4.90m ²	1
硝酸性窒素	昭和SVヒーター :SV-1304A-H	平成17年	3.85m ²	1
東米里	昭和SVヒーター :SV-4004A-WH	平成11年	9.61m ²	1
第3山口	タクマ バコティンヒーター :HKASN-200BH	平成8年	7.90m ²	1
クリーンセンター	昭和SVヒーター :SVR-802K-W	平成7年	4.00m ²	1
計				8

(2)整備内容

項 目	内 容
ア 基礎・固定部	a 亀裂、沈下等の有無を点検する。 b ボルトの緩みの有無を点検する。
イ 外観の状況 (ア) 本体	a 汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。
(イ) 保温材	a 脱落、損傷等の有無を点検する。
ウ 内部の状況 (ア) 燃焼室及び伝熱面	a 清掃のうえ、加熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。 b 真空度が規定の許容範囲以内であることを確認する。 c 燃焼ガス漏れの有無を点検する。 d 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内であることを確認する。
(イ) 熱交換器	a 接続部の水漏れの有無を点検する。 b 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。 c 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。
(ウ) 煙道及び煙突	a 割れ、腐食等の劣化及び雨水の浸入の有無を点検する。 b 排ガスの漏れの有無を点検する。 c 耐火レンガ及びキャスタブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。

エ	付属品	
	(ア) 抽気装置	a 作動の良否を点検する。 b 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の有無を点検する。 c 配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。 d 抽気ブローの良否を点検する。
	(イ) 制御安全装置	a 温度調整器の作動の良否を点検する。 b 溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。 c 抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。 d 低水位スイッチの作動の良否を点検する。
オ	燃焼装置	
	(ア) バーナー	a 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 b 点火及び消火の良否を点検する。 c 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。 d ノズル、ディフューザー、バーナータイル等の燃損、変形、割れ等の有無を点検する。
	(イ) 電極棒	a 異物の付着及び腐食の有無を点検する。
	(ウ) ストレーナー	a 分解・フィルターの清掃。
	(エ) 電磁弁及び油圧計	a 作動の良否を点検する。
	(オ) 火炎検出器	a 火炎検出器を取外し、検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無を点検する。 b 検出部の装着及び接触の良否を点検する。
	(カ) 燃料遮断弁	a 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時にバーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることを確認する。 b ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、(社)日本ガス協会が定める「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」によりガス漏れ量が規定値以下であることを確認する。 c 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。
カ	操作盤	a 盤内機器の取付けの良否及び過熱及び異臭の有無を点検する。 b 端子の変色、さび及び汚れの有無を点検する。 c 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無を点検する。 d 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。

・整備前に正常に運転が出来ることを確認し、異常があった場合は整備内容に関わらず原因箇所を究明し、業務担当職員或いは各施設担当者との協議を行うものとする。

また、整備後試運転を行い、各施設担当者立会のもと正常に稼働することを確認すること。

5 提出図書

(1) 業務着手届(経歴書・工程表・連絡体制表等)	2部
(2) 報告書	2部
(3) 業務写真	2部
(4) 完了届	2部

6 共通仕様

- (1) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- (2) 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (3) 作業時間は、原則として9時00分～16時00分迄(土日は除く)とするが、延長が必要な場合は業務担当

者又は、各施設担当者と協議すること。

- (4) 作業日程(日時)については、事前に業務担当者に知らせ、協議・調整すること。
- (5) 処理場管理事務所のボイラー整備については、夏季でも使用しているため、施設が稼働していない土曜・日曜・祝日のいずれかで行う。
- (6) 報告書については、上記に指示した整備内容を網羅したものを作成し、測定が必要な箇所については測定値と基準値を記載し、異常の有無が確認できるものを提出すること。
- (7) 業務写真は、指示した整備内容を適切に遂行しているか確認出来るものを提出すること。
- (8) 業務完了後は速やかに報告書、業務写真、完了届を業務担当職員へ提出すること。
- (9) 業務実施に必要な機器、工具及び消耗品類は、受託者の負担とする。
- (10) 作業に伴う水・電気は委託者が支給するものとする。
- (11) 業務中または業務終了後、受託者の責任により生じた故障・破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
- (12) 本仕様書に記載の無い事については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」平成30年版による。
- (13) その他本仕様によらない事項が発生した場合は、業務担当職員と協議を行い決定する。
- (14) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷の低減に努めること。

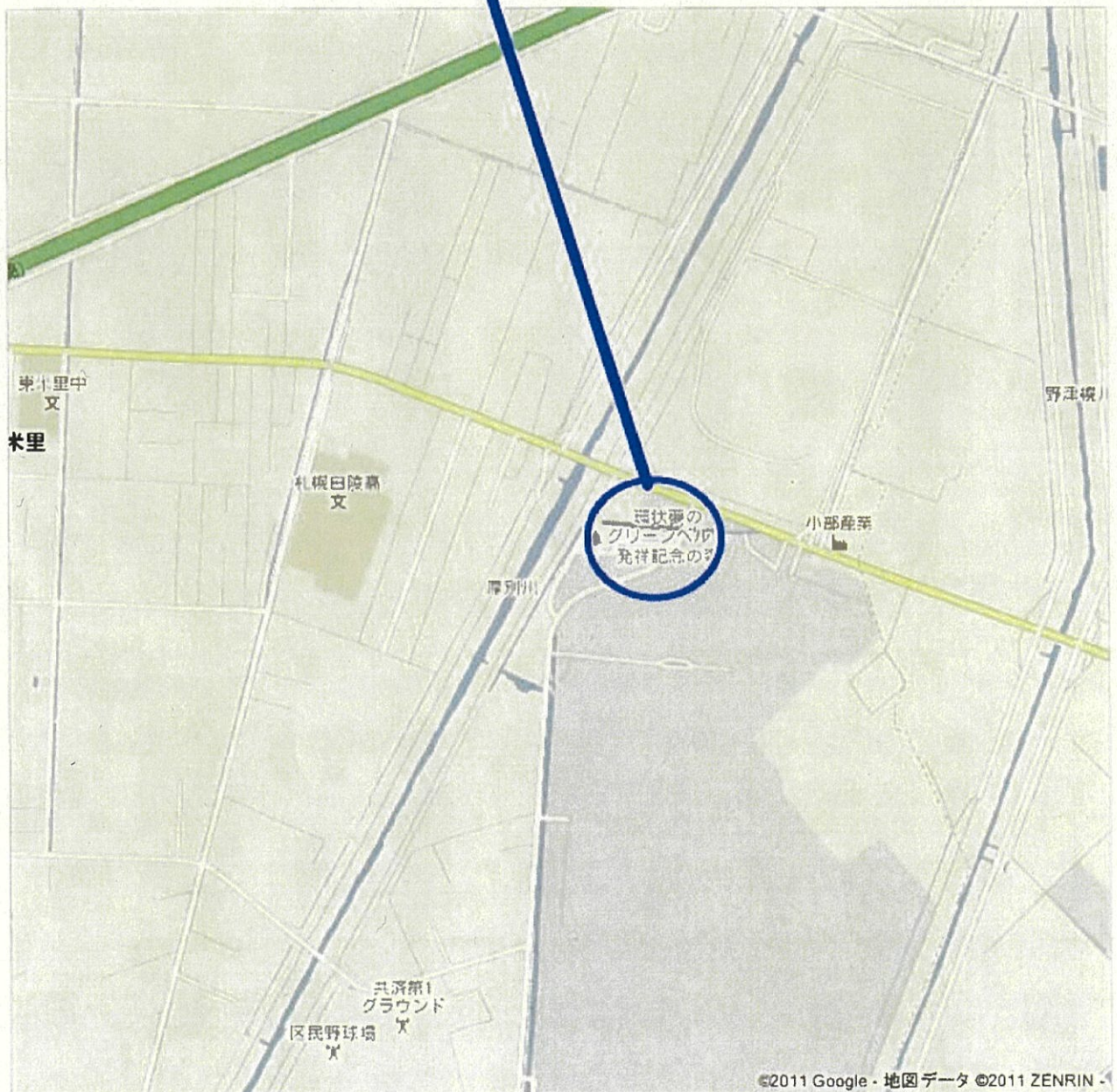
ア.自動車の相乗り及びアイドリングストップの推進

イ.大気汚染防止法等の遵守

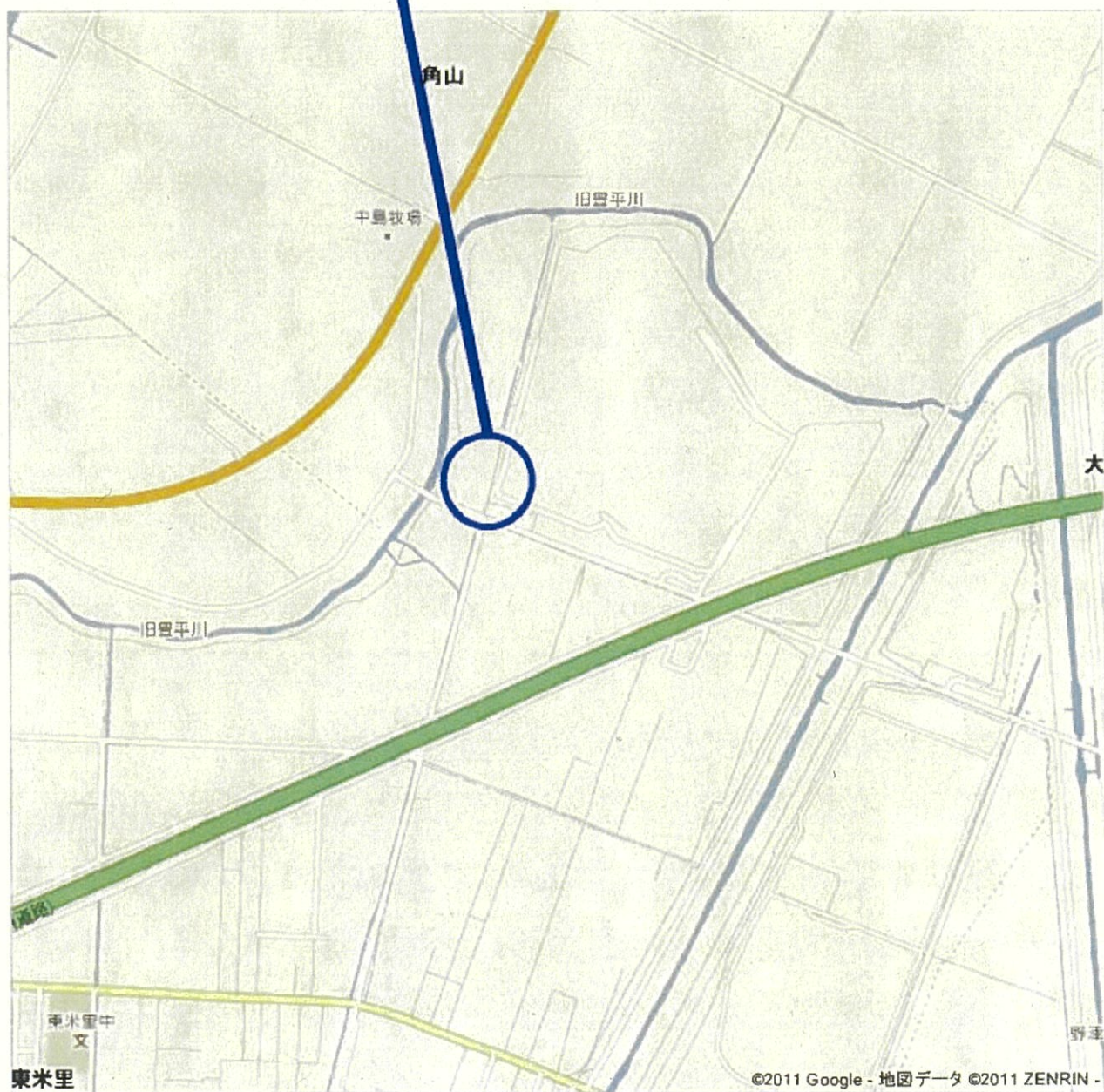
処理場管理事務所
札幌市東区東苗穂
2条2丁目2番地1号



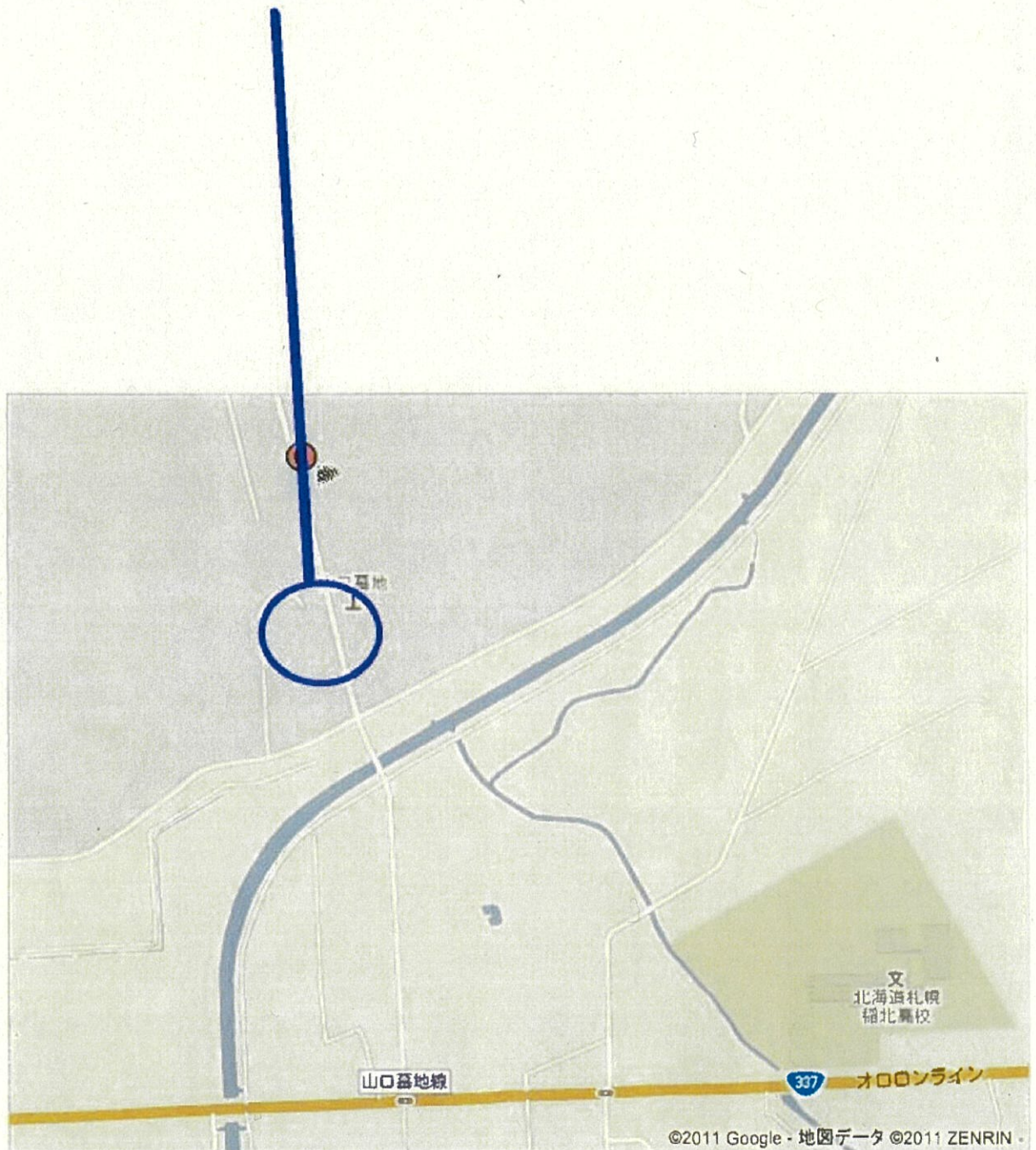
山本処理場
(山本・山本東・硝酸性窒素)
札幌市厚別区厚別町
山本1065番地3号



東米里処理場
札幌市白石区東米里
706番地



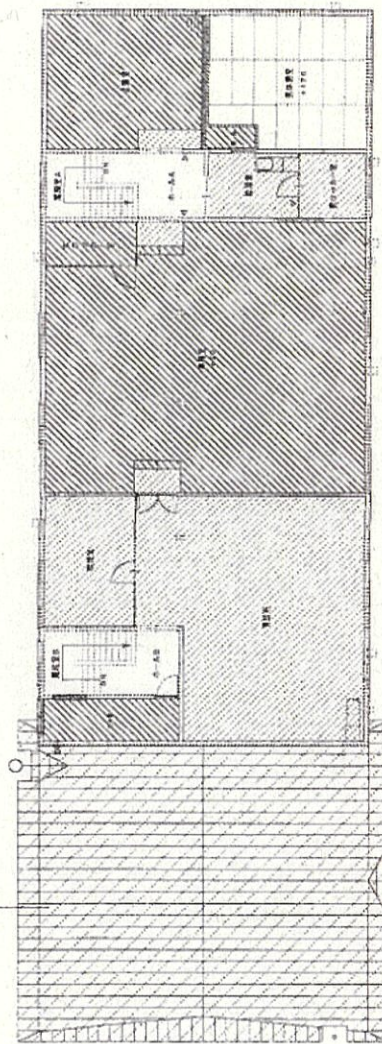
第3山口処理場
札幌市手稲区
手稲山口364番地



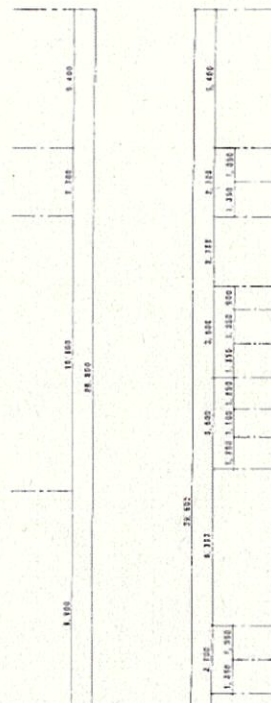
クリーンセンター
札幌市手稲区
手稲山口318番地



処理場管理事務所



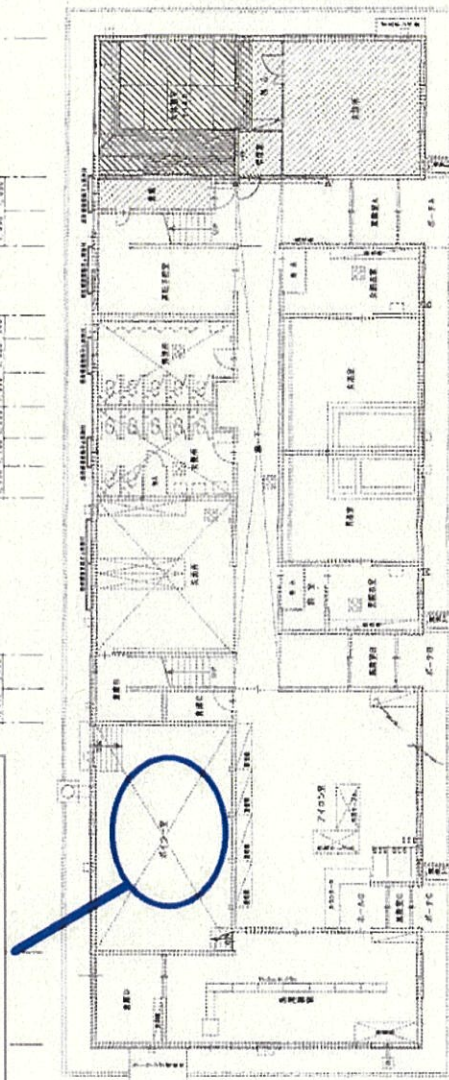
日本サーモエナ
バコティンヒーター
KFL-630BH x 1台
前田鉄工所蒸気ボイラーSAJ-30A x 1台



事務所棟 2階 平面図

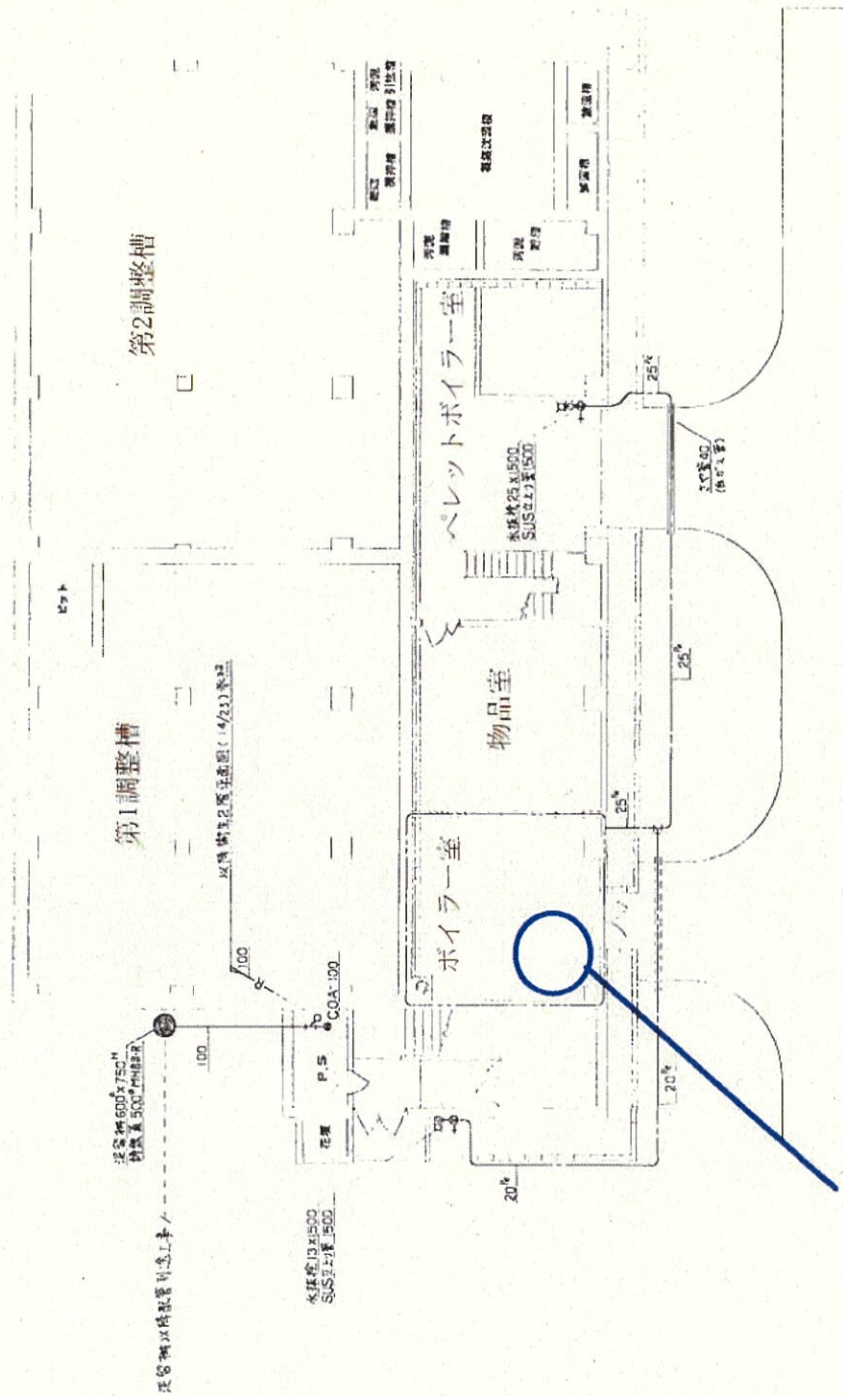
処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

配置図



事務所棟 2階 平面図

山本



タクマ バコティンヒーター
HKASN-130BH

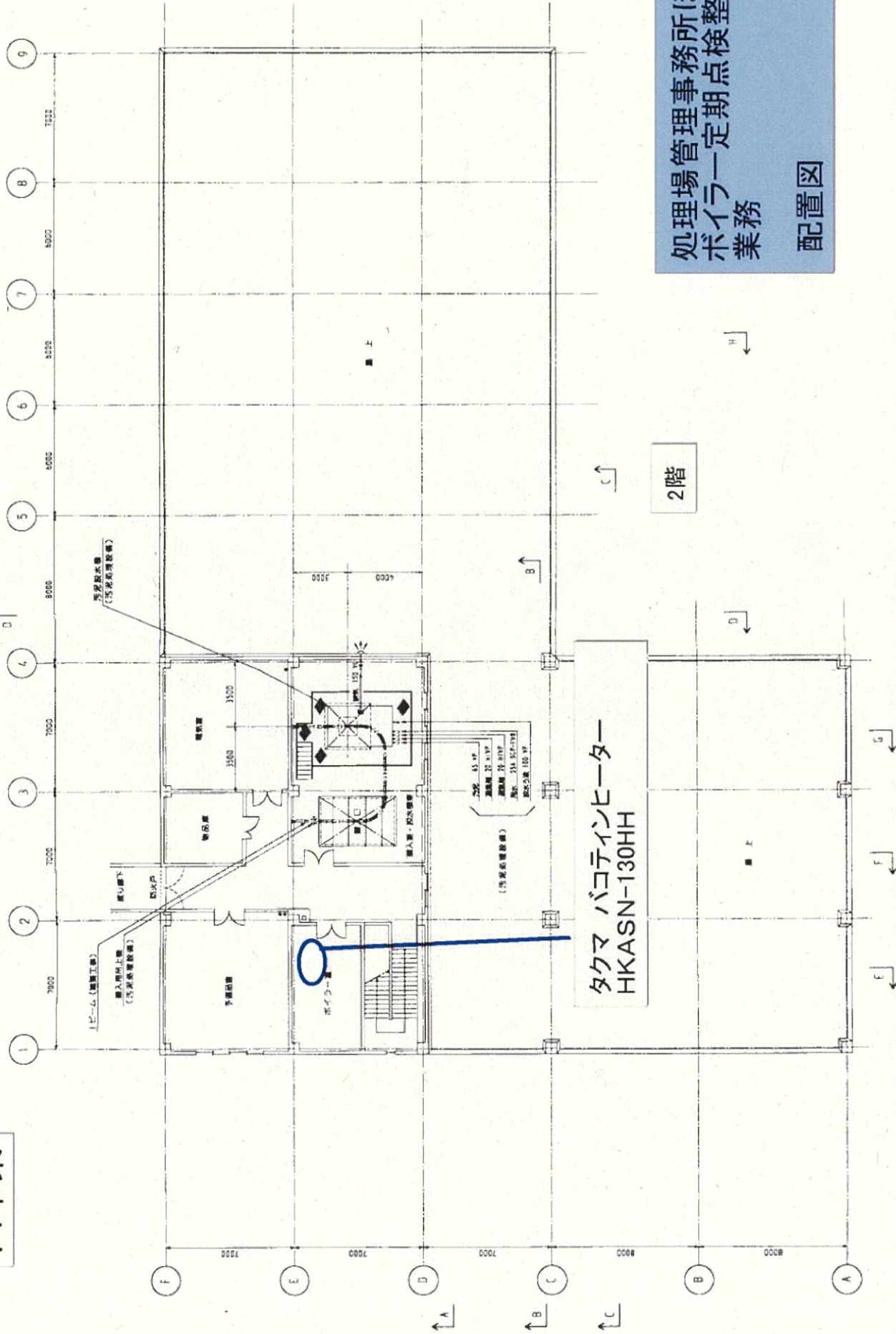
1階

処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

配置図

山本東

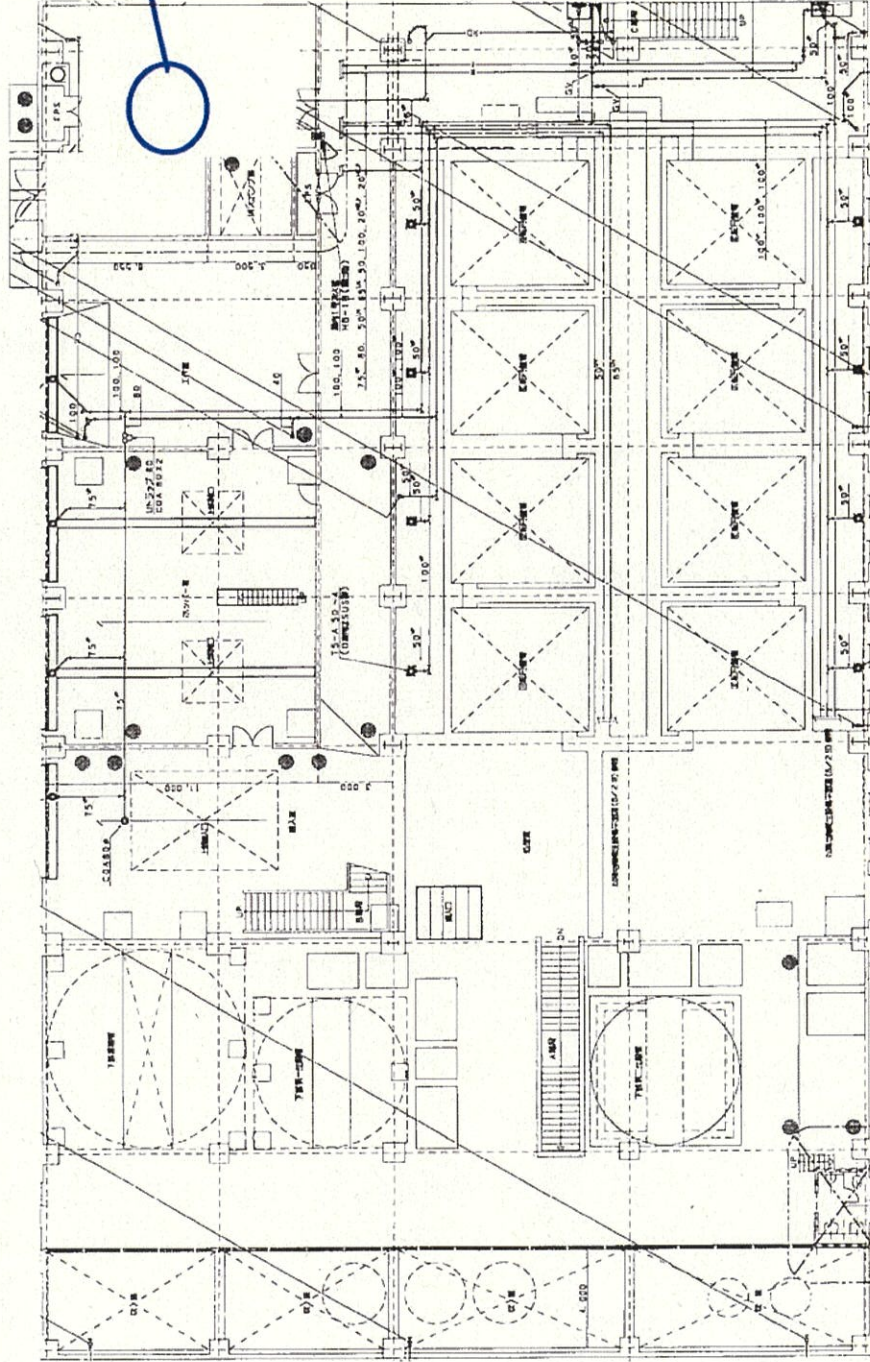
2階平面図
8:1/100



処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

配置図

東米里



昭和
SVヒーター
SV-4004A-WH

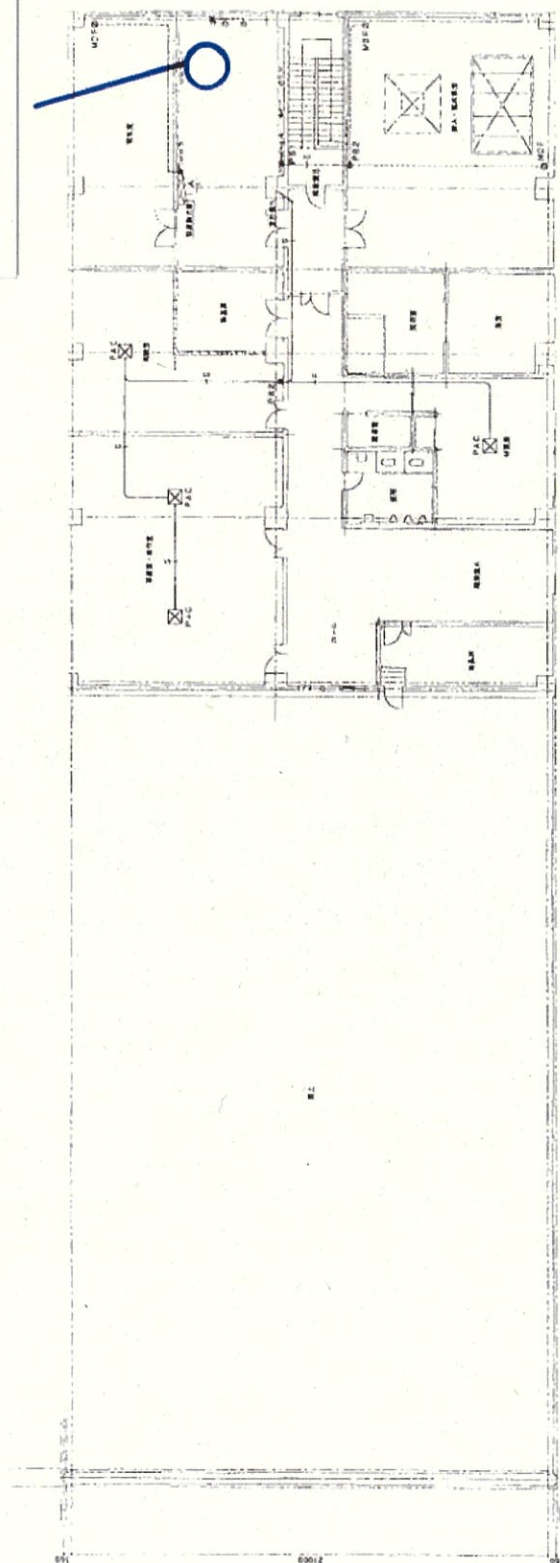
1階

処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

配置図

山口3第

タクマ バコティンヒーター
HKASN-200BH

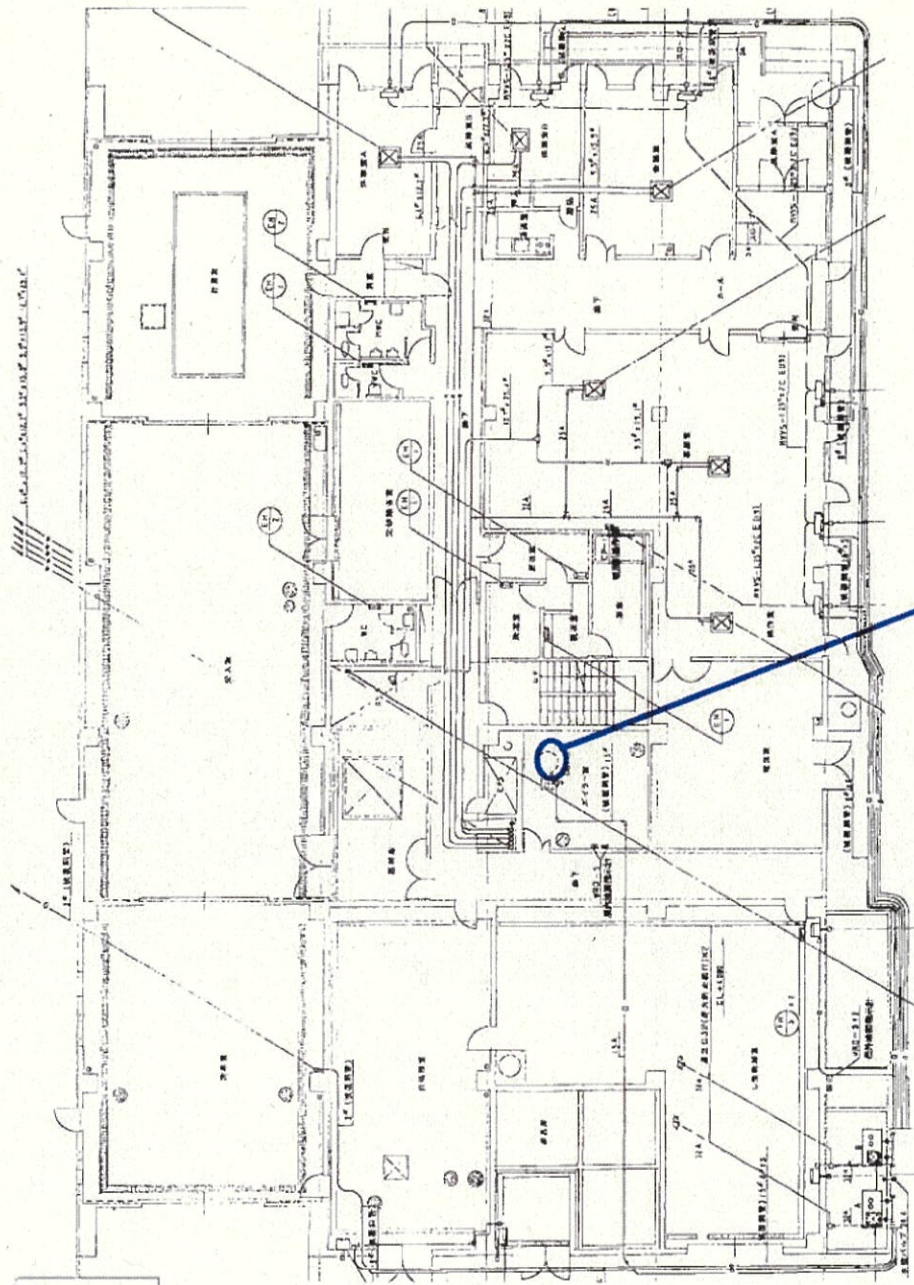


2階

処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

圖書集成

クリーンセンター 施設暖房用



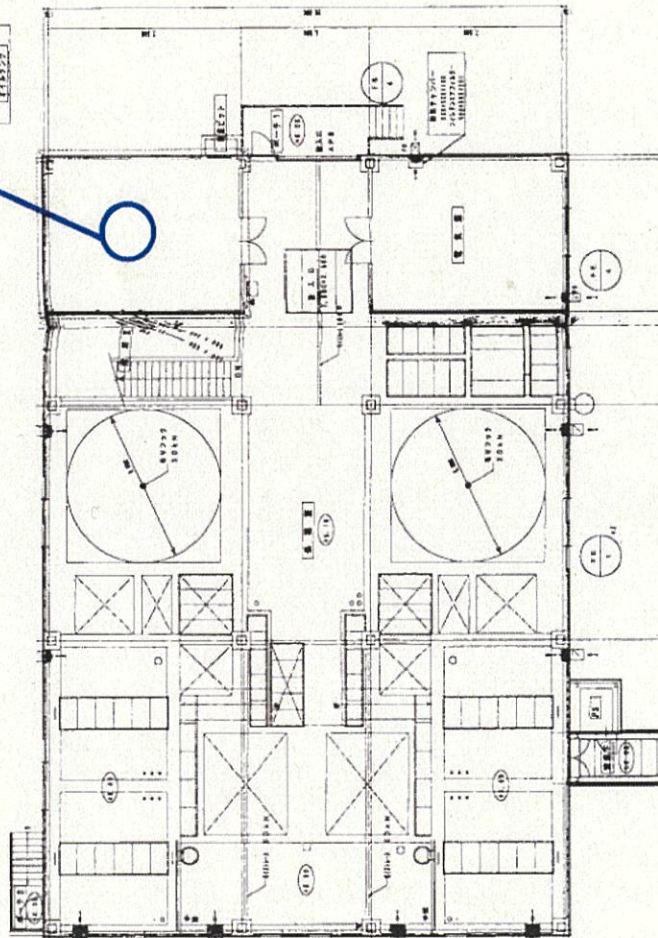
昭和
SVヒーター
SVR-802K-W

処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

配置図

硝酸性窒素処理施設

昭和
SVヒーター
SV-1304A-H



1階

処理場管理事務所ほか
ボイラー定期点検整備
業務

配置図